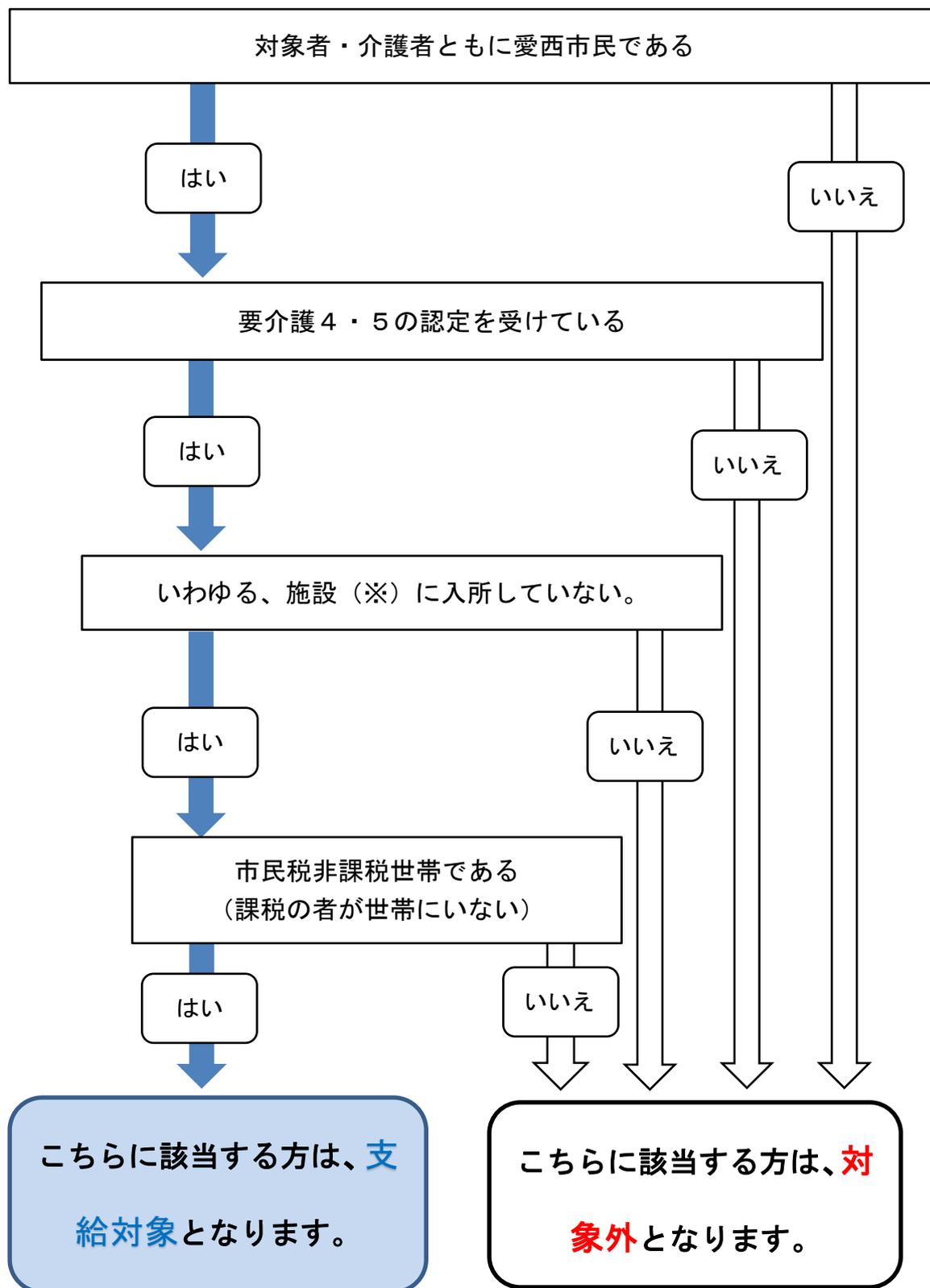


☆対象者確認表 令和3年6月～



(※) 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など

【家族介護用品に関するよくある質問】

質問①：給付金額に変更はありますか？

回答①：月額6,250円の上限のまま変更ありません。

質問②：令和3年5月以前のレシートがありますが、申請できますか？

回答②：令和3年6月の制度変更後も、旧様式で受付可能です。
6月以降の購入分は新しい様式で申請してください。

質問③：私は対象となりますか？

回答③：別添の対象者確認表をご参照ください。



質問④：病院に入院中は、給付対象となりますか？

回答④：給付対象となります。ただし、介護医療院と療養型施設は、対象外となります。

質問⑤：介護者は愛西市に居住していませんが、対象となりますか？

回答⑤：市内在住の介護者を支援する制度ですので、令和3年6月分からは、対象となりません。

質問⑥：申請は、だれでも可能ですか？

回答⑥：ご家族等、要介護者のご親族の方であれば、申請ができます。
(申請者の本人確認書類が必要となります。)

質問⑦：申請には何が必要ですか？

回答⑦：介護保険証と介護している方の通帳、申請に来られる方の本人確認書類、購入した介護用品のレシート等が必要です。

質問⑧：レシート等はどのようなものが必要ですか？

回答⑧：購入した介護用品名が分かる状態のレシート・領収書が必要です。
品名が不明の場合は、給付できないことがあります。

質問⑨：申請書は毎月記入しないといけませんか？

回答⑨：毎月記入し、申請する必要があります。

